

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「総括監 立地政策審議官 技監」を削り、「調整監 事業調整監 専任主査 資金管理監 主任主査 主任企画員 主任主計員」を「参事 主幹」に改め、「企画員 主計員 専門員」及び「主任主事」を削り、同表会計管理部の項中「部長」を「会計管理部長」に、「共通業務担当監 調整監 出納監察員 主任主査」を「出納監察員 共通業務担当監 参事 主幹」に改め、同表教育委員会事務局の項中「主任企画員」を「主幹」に、「調査定数係長」を「企画定数係長」に、「企画員」を「主査」に、「秘書係、人事係」を「人事係、秘書係」に、「主任主事（教職員課に置かれ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の規定により他の地方公共団体に派遣されるものを除く。）及び主事」を「及び主事（教職員課に置かれ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の規定により他の地方公共団体に派遣されるものを除く。）」に改め、同表人事委員会事務局の項中「調整監 事業調整監 主任主査」を「参事 主幹」に改め、「企画員」を削り、同表監査委員事務局の項中「調整監」を「参事」に改め、同表労働委員会事務局の項中「調整監」を「参事」に改め、同表備考1中「第六条」を「第五条」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 知事部局の項中「部長」及び「政策監」とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、「参事」とは、参事のうち、秘書課、人事課、財政課、戦略企画チーム、戦略推進課、研究開発課及び学事課に置かれるもの、危機管理課、総務課、福利課、財産管理課、税務課、地域政策課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの並びに総務課に置かれ法務を担当するものをいい、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課及び財政課に置かれるもの、危機管理課、総務課、研究開発課、地域政策課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、行政管理課に置かれ定数管理又は給与システムを担当するもの並びに戦略推進課に置かれグループリーダー業務に従事するものをいい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課に置かれるもの、人事課に置かれ人事、給与、服務又は職員団体を担当するもの及び行政管理課に置かれ定数管理を担当するものをいう。

別表第一備考4中「主任主査」を「参事」とは、会計総務課に置かれるものをいい、「主幹」に、「主任主査及び」を「主幹及び」に改め、「企画を担当するもの」の下に「（グループリーダー業務に従事するものに限る。）」を加え、同表備考6中「部長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第三項に定める社会教育施設改革担当部長を含むものとし、「を削り、「同附則第五項」を「広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第三項」に、「主任企画員」及び「企画員」とは、主任企画員及び企画員を「主幹」とは、「主幹」に改め、「教職員課（管理係を除く。）及び」及び「（企画研修係）」を削り、「置かれるものをいい」の下に「主査」とは、主査のうち、総務課（人事係）及び教職員課（管理係を除く。）に置かれるものをいい」を加え、同表備考8中「主任主査」を「主幹」に改め、「企画員」及び「企画員」を削り、「公平審査」を「任用」に、「任用等」を「公平審査等」に改め、同表備考10を備考11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 労働委員会事務局の項中「参事」とは、合同総務課に置かれるものをいう。

別表第二総務事務所の項中「調整監」を「参事」に改め、同表総合技術研究所の項中「分室長」を削り、同表美術館の項中「事務局長 次長」を「副館長 学芸企画監」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。